

## 松阪市社会福祉協議会市民活動助成事業要綱内規

### (趣旨)

この内規は、松阪市社会福祉協議会市民活動助成事業要綱の別に定める事項を定めるものとする。

### (助成金額の選考基準)

助成事業が次に掲げるものであること。

#### ・公益性

事業・活動による効果や成果を、市民が理解できるものであるか。

事業・活動（の対象が特定・非特定を問わず）が社会的に意義があるものか。

事業・活動が共同募金の使い道として市民に理解が得られるか。

事業・活動が多くの人に喜ばれる活動であるか。

#### ・実現性

無理のない事業・活動構成であるか。実施体制が整っているか。

事業計画・内容が明確で具体的であるか。

助成期間中（対象年度内）に一定の成果を上げられる計画や体制であるか。

#### ・継続性・発展性

今後さまざまな活動に広がる可能性があるか。

幅広い活動にしようとする意欲や工夫があるか。

その事業のために共同募金を集めたいくなるような活動であるか。

#### ・独自性・先駆性

これまでにない新しい発想や視点、内容、方向性があるか。

#### ・経済自立支援

助成だけに頼らず、会費や自己努力で資金確保に努めているか。

### (対象経費)

| 区分    |   |
|-------|---|
| 報償費関係 | 団体の外部から招く講師又は指導者（以下「外部講師等」という。）に対する謝金、報酬等 |
| 旅費関係  | 外部講師等の交通費及び宿泊費等                           |
| 需用費関係 | 図書購入費、事務用品購入費、印刷製本費等                      |
| 役務費関係 | 郵便料、通信料、保険料等                              |
| 使用料関係 | 会場使用料、機器等の使用料等（車両、備品、事務所の賃貸料を除く。）         |

### (助成金の制限)

この助成金の使用に当たっては、次の制限を設けます。事前に確認の上、収支計画を作成してください。

(1) 助成金を食糧費の支出に充てることは認められません。団体独自の経費で負担してください。

- (2) 助成金を上部組織や加盟組織への入会費、年会費等の支出に充てることは認められません。団体独自の経費で負担してください。
- (3) 前年度の決算において多額の繰越金がある場合や申請時に多額の予備費等が計上されている場合は、助成金を受けられないことがあります。
- (4) この助成金を利用して備品（3万円以上の物品）を購入することは認められません。
- (5) 助成金を利用して用具や機材等、活動に必要な物品の購入を考えている場合は、事業実施上における必要性を考慮して判断します。見積書、カタログ等を添付してください。
- (6) 1人1回当たり2万円を超える高額な講師謝礼は、対象経費として認められません。
- (7) 日常の活動に要する交通費は、対象経費として認められません。
- (8) 本助成金以外の助成金および補助金との併用は認められません。

(その他必要事項)

この内規に定めるもののほか、必要な事項は社会福祉法人松阪市社会福祉協議会会長が定める。

**【附 則】**

この内規は平成19年4月1日から施行する。

この内規は平成20年4月1日から施行する。

この内規は平成31年3月1日から施行する。